受理官庁 リビ LY	ア工業所有権庁 附属書 C L Y
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	リビア
国際出願の作成に用いることができる言語	アラビア語又は英語1
願書の提出に用いることができる言語	アラビア語又は英語
紙形式について受理官庁が要求する部数	3
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)?	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料について は受理官庁に確認されたい。
管轄国際調査機関	オーストリア特許庁又は欧州特許庁
管轄国際予備審査機関	オーストリア特許庁又は欧州特許庁
受理官庁に支払うべき手数料	通貨:リビア・ディナール (LYD) 及びスイス・フラン (CHF)
送付手数料	LYD ²
国際出願手数料3	CHF 1,330
30枚を超える1枚ごとの手数料3	CHF 15
調査手数料	附属書D(AT)又は(EP)参照
優先権書類の手数料 (PCT規則17.1(b))	なし
受理官庁は代理人を要求するか?	不要,出願人がリビアに居住している場合 要 ,出願人がリビアの非居住者である場合
誰が代理人として行為できるか?	受理官庁に登録されている弁理士又は特許代理人
委任状の提出要件の放棄	
受理官庁は,別個の委任状を提出する 要件を放棄しているか?	していない
受理官庁は,包括委任状の写しを提出 する要件を放棄しているか?	していない

¹ 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語 (附属書D参照) である場合, 出願人は翻訳 文を提出しなければならない (PCT規則12.3)。

² この手数料はまだ定められていない。近い将来定められる。最新の手数料の額については、受理官庁又は代理人に問い合わせること。

³ この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される(附属書C(IB)参照)。